

名古屋市病院局シニアレジデント就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立病院（以下「市立病院」という。）において、専門分野のより高度な知識及び技術を習得させることを目的とした研修（以下「後期研修」という。）を受けながら勤務する医師又は歯科医師（以下「シニアレジデント」という。）の設置及びその就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 シニアレジデントは、名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）に掲げる職員（以下「一般職員」という。）以外の職員とする。

(委嘱)

第3条 シニアレジデントは、医師法（昭和23年法律第201号）第3章の2又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2章に規定する規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を終了した者又はそれと同等以上の技能を有する者のうちから、市立病院の長（以下「病院長」という。）の内申に基づき、病院局長が委嘱する。

(委嘱期間及び委嘱期間の更新)

第4条 シニアレジデントの委嘱期間は、委嘱の日から起算して1年（第19条の2に規定する育児休業を取得した場合にあってはその期間を除いて1年に達する日の属する月の末日までの期間、業務上必要がある場合にあっては1年以内の病院局長が定める期間）とする。ただし、4月1日以外の日に委嘱されたシニアレジデントの委嘱期間は、委嘱の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の末日（業務上必要がある場合にあっては、委嘱の日の属する年度の末日を超えない範囲内で病院局長が定める日）までとする。

2 シニアレジデントが、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の委嘱期間又はこの項の規定により更新された委嘱期間は、1年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その委嘱期間は、後期研修の期間を通算して3年を超えることができないものとする。

- (1) 医師法第7条又は歯科医師法第7条に規定する処分を受けた場合
- (2) 勤務成績が良好でない場合
- (3) 不承認欠勤があった場合
- (4) 心身の故障のため業務遂行の能力を欠くと認める場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、業務遂行に必要とする適格性を欠く場合
- (6) 事業の縮小又は組織改廃により廃職又は剰員が生じた場合

3 2年間の臨床研修を終了した後、他の病院等で後期研修を受けた期間のある医師又は歯科医師にあっては、当該研修を受けた期間は、この規程により後期研修を受けたものとして、前項の規定を適用する。

(勤務時間)

第5条 シニアレジデントの勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までの間において、1日につき7時間30分とする。

2 シニアレジデントの休憩時間は、勤務時間の途中に1時間の休憩時間を与えるものとする。

3 病院長は、業務上必要がある場合には、第1項に規定する勤務時間を超える勤務、次条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）又は同条第2項に規定する休日（以下「休日」と

いう。)の勤務及び宿日直勤務を命じることができるものとする。

4 病院長は、前項の規定により週休日又は休日の勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務を除く。)を命じる場合には、次の各号に掲げる方法により、週休日又は休日と週休日及び休日以外の日(以下「勤務日」という。)を振り替えるものとする。

- (1) 半日単位の勤務時間に満たない勤務 振り替えることはできないものとする。
- (2) 半日単位の勤務時間以上1日の勤務時間に満たない勤務 半日単位で振り替える。
- (3) 1日の勤務時間以上の勤務 1日単位又は1日を半日単位に分割して振り替える。

(勤務時間の特例)

第5条の2 宿直業務に引き続き第5条第1項の勤務を行うシニアレジデントの当該日の勤務時間は、同条同項の規定にかかわらず、前日の午後5時15分から午後9時30分及び当日の午前8時45分から正午までとし、休憩時間を要しないものとする。

(週休日及び休日)

第6条 シニアレジデントの週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 シニアレジデントの休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間(前項に規定する日を除く。)とする。

3 シニアレジデントは、前項第3項の規定により勤務を命ぜられた場合を除き、前2項に掲げる日に勤務を要しない。

(休暇の種類等)

第7条 シニアレジデントに与える休暇は、年次休暇、忌引休暇、出産休暇、保育休暇、子の看護休暇、生理休暇、病気休暇、公務災害休暇、介護休暇、短期介護休暇、母性健康管理休暇、出頭休暇、公民権休暇、事故休暇及び夏季休暇とする。

2 シニアレジデントが前項に規定する休暇を利用しようとする場合には、病院長に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、年次休暇、生理休暇及び夏季休暇以外の休暇の申請にあたっては、当該休暇の事由に該当することが分かるものを添付しなければならない。

(年次休暇)

第8条 年次休暇は、4月1日から翌年の3月31日までの間(以下「年度」という。)を通じて20日、付与する。ただし、委嘱の日の属する月が4月以外である場合にあっては、委嘱の日の属する月に応じて次の表に掲げる日数とする。

委嘱の日の属する月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 年次休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、年次休暇を時間単位で利用する場合には1日を8時間に分割して利用するものとし、時間単位で年次休暇を利用できる日数は1年度につき40時間を限度とする。

3 前2項の規定により一の年度に利用できる年次休暇のうちその年度に利用しなかった日数及び時間があるときは、その日数及び時間の年次休暇をその次の年度に限って利用することができるものとする。

4 シニアレジデントが年次休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(忌引休暇)

第9条 忌引休暇は、シニアレジデントの親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが

相当である場合には、一般職員の例に準じて付与する。この場合において、忌引休暇の日数には週休日及び休日を含むものとする。

- 2 シニアレジデントが忌引休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(出産休暇)

第 10 条 出産休暇は、出産を予定する又は出産した女性のシニアレジデントに、出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間、付与する。

- 2 前項の規定は、出産の日から当該日から 6 週間を経過する日までの期間を除き、シニアレジデントの希望により勤務することを妨げるものではない。ただし、出産の日から 6 週間を経過する日後 8 週間を経過する日までの間については、当該シニアレジデントが勤務することについて支障がないと医師が認めた場合に限るものとする。

- 3 シニアレジデントが出産休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(保育休暇)

第 11 条 保育休暇は、1 歳に達しない子を養育するシニアレジデントに、第 5 条第 2 項の休憩時間のほか、1 日を通じてそれぞれ 30 分以内の 2 回で必要と認められる時間、付与する。

- 2 シニアレジデントが保育休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(子の看護休暇)

第 11 条の 2 子の看護休暇は、満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子を養育するシニアレジデントが当該子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話をする必要がある場合に、1 年度につき 5 日(養育する満 9 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)、付与する。

- 2 子の看護休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、子の看護休暇を時間単位で利用する場合には 1 日を 8 時間に分割して利用するものとする。

- 3 シニアレジデントが子の看護休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(生理休暇)

第 12 条 生理休暇は、生理のため勤務が著しく困難である女性のシニアレジデントに、1 回につき 2 日以内の必要な日数、付与する。

- 2 シニアレジデントが生理休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(病気休暇)

第 13 条 病気休暇は、公務に起因しない傷病による療養のために勤務できないシニアレジデントに、年度を通じて 75 日以内の療養に必要な日数、付与する。この場合において、病気休暇の日数には週休日を含まず、休日を含むものとする。

- 2 シニアレジデントが病気休暇を利用して勤務しない場合には、通勤に起因する傷病により当該休暇を利用した場合にあっては当該休暇の期間に係る給料を支給せず、公務及び通勤に起因しな

い傷病により当該休暇を利用した場合にあっては当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(公務災害休暇)

第 14 条 公務災害休暇は、公務に起因する傷病による療養のために勤務できないシニアレジデントには、委嘱期間の満了日を超えない範囲内で療養に必要な期間、付与する。

2 シニアレジデントが公務災害休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）、1 親等の親族又は同居の 2 親等の親族が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護する必要があるシニアレジデントに、一般職員に準じて付与する。この場合において、介護休暇の日数には週休日及び休日を含むものとする。

2 シニアレジデントが介護休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(短期介護休暇)

第 15 条の 2 短期介護休暇は、シニアレジデントが負傷若しくは疾病により日常生活を営むのに支障がある状態又は身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態（以下「要介護状態」という。）にある配偶者、1 親等の親族又は同居の 2 親等の親族（以下この項において「対象親族」という。）の介護その他の世話をする必要がある場合に、1 年度につき 5 日（要介護状態にある対象親族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）、付与する。

2 短期介護休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、短期介護休暇を時間単位で利用する場合には 1 日を 6 時間（4 日勤務者にあっては、8 時間）に分割して利用するものとする。

3 シニアレジデントが短期介護休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(母性健康管理休暇)

第 15 条の 3 母性健康管理休暇は、次の各号に掲げる場合に与えるものとし、当該休暇の時間は、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 妊娠中又は出産後 1 年以内のシニアレジデントの母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条又は第 13 条に規定する保健指導又は健康診査の受診 妊娠 6 月（1 月は 28 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 10 月から分べんまでは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ 1 回につき必要と認められる時間

(2) 妊娠中のシニアレジデントが通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合の通勤 正規の勤務時間の始め又は終りに 1 日を通じて 1 時間以内でそれぞれ必要とされる時間

(3) 母体又は胎児の健康保持のため医師等の指導に基づき、妊娠中のシニアレジデントが行う休養のための業務の一部休止 医師等の指導により適宜休養するために必要な時間

2 シニアレジデントが母性健康管理休暇を利用して勤務しない場合には、当該休暇の期間に係る給料を支給しない。

(出頭休暇)

第 16 条 出頭休暇は、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭を要するシニアレジデントに、当該出頭に必要な時間、付与する。

2 シニアレジデントが出頭休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(公民権休暇)

第 17 条 公民権休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使が必要なシニアレジデントに、当該選挙権等の行使に必要な時間、付与する。ただし、当該休暇を利用しなければ、選挙権等の行使に支障が出る場合に限るものとする。

2 シニアレジデントが公民権休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(事故休暇)

第 18 条 事故休暇は、風水震火災その他の非常災害による交通と絶又は交通機関等の事故により出勤することが著しく困難であるシニアレジデントに必要と認められる日数又は時間、付与する。

2 シニアレジデントが事故休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(事務従事休暇)

第 18 条の 2 事務従事休暇は、国、他の地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は本市の他の部局から委嘱された事務又は事業への従事（これらに準ずるものとして局長が特に認めた事務又は事業への従事を含む。）に必要と認められる日数又は時間、付与する。

2 シニアレジデントが事務従事休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(夏季休暇)

第 19 条 夏季休暇は、病院局長が別に定めるところにより、付与する。

2 夏季休暇は、半日単位又は時間単位に区分して利用することができるものとする。この場合において、夏季休暇を時間単位で利用する場合には 1 日を 8 時間に分割して利用するものとする。

3 シニアレジデントが夏季休暇を利用して勤務しない場合においても、当該休暇の期間に係る給料を支給する。

(育児休業)

第 19 条の 2 シニアレジデントは、別に定めるところにより、病院局長に申請し、その承認を受けて、育児休業をすることができる。

2 シニアレジデントが育児休業を利用して勤務しない場合には、当該休業の期間に係る給料を支給しない。

3 育児休業の期間は、後期研修の期間に含まない。

(給与)

第 20 条 シニアレジデントの給与は、給料、通勤手当、住居手当、宿日直手当、分べん業務手当、呼出手当、連携手当及び時間外勤務手当とする。

(給料)

第 21 条 シニアレジデントの給料は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 月の初日以外の日新たにシニアレジデントとなった者には、その日から給料を支給する。

3 シニアレジデントが退職し、又は解職されたときは、その日まで給料を支給する。ただし、シニアレジデントが死亡したときは、その月の末日まで給料を支給する。

4 前 2 項の規定により給料を支給する場合における給料の額は、その月の歴日数からその月の週休日及び休日の日数を減じた日数を基礎として計算する。

5 シニアレジデントが次の各号に掲げる事由により勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき給料の月額を 158 で除して得た額 (1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。以下「時間給」という。) を、当該事実が発生した日の属する月のものを翌月 (あらかじめ休暇の期間が確定している場合にあつては、当月) 以降の給料を支給する際に、当該給料 (給料から減額できない場合には、その他の給与) から減額する。

(1) 第 11 条に規定する保育休暇

(2) 第 13 条に規定する病気休暇 (通勤に起因する傷病の場合に限る。)

(3) 第 14 条に規定する公務災害休暇

(4) 第 15 条に規定する介護休暇

(5) 第 15 条の 3 に規定する母性健康管理休暇

(6) 不承認欠勤

6 前項の場合において、その月における減額の基礎となる時間を集計するものとし、その集計した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

7 シニアレジデントが第 10 条に規定する出産休暇又は第 19 条の 2 に規定する育児休業を利用する場合には、第 4 項の規定を準用する。

(通勤手当)

第 22 条 シニアレジデントの通勤手当は、その者の住居と勤務場所までの通勤方法に応じてその往復に要する費用を支給する。この場合において、当該費用の支給については、一般職員の通勤手当の支給に準ずる。

(住居手当)

第 23 条 シニアレジデントの住居手当は、自ら住宅を借り受け、家賃を支払っている者 (自らが契約者となって、単独で家賃を負担している者に限る。) に月額 30,000 円支給する。この場合において、住居手当の支給方法は一般職員の例による。

(宿日直手当)

第 24 条 シニアレジデントの宿日直手当は、第 5 条第 3 項の規定によりシニアレジデントが診療を緊急時に行うことができるように待機を命ぜられて日直勤務又は宿直勤務した場合に、別表第 2 に掲げるとおり支給するものとし、支給要件及び支給方法は一般職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、日直勤務又は宿直勤務の間に診療行為等が発生し別に定める基準により第 25 条に定める時間外勤務手当が支給される場合のシニアレジデントの宿日直手当の額は、勤務 1 回につき 10,000 円とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、東部医療センターにおいて日直勤務又は宿直勤務をした医師が、

当該勤務中に救急の外来患者の診療（分べん業務を除く。）に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行った場合（複数の医師が該当する場合は主として入院の指示を行った医師に限る。）又は当該診療に係る患者の入院の受入れを行った場合（複数の医師が該当する場合は主として入院の受入れを行った医師に限る。）に支給する宿日直手当の額は、前2項の規定による額に5,000円を加算した額とする。

（分べん業務手当）

第24条の2 シニアレジデントの分べん業務手当は、産婦人科のシニアレジデントが分べん業務に従事した場合に、分べん1件につき10,000円支給する。

（呼出手当）

第24条の3 東部医療センターにおいて、シニアレジデントが正規の勤務時間外に緊急の呼出に応じて患者の診療業務に従事した場合に、勤務1回につき3,000円支給する。

（連携手当）

第24条の4 シニアレジデントの連携手当は、シニアレジデントが第5条第1項に規定する勤務時間において、市立病院間の連携のため所属する市立病院以外の市立病院の診療業務に従事した場合に、勤務1回につき2,000円支給する。

（時間外勤務手当）

第25条 シニアレジデントの時間外勤務手当は、第5条第3項に規定する勤務することを命ぜられた場合に、当該勤務（宿日直勤務及び同条第4項の規定により振替えた勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）に対して、勤務1時間につき、時間給に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

(1) 勤務日における勤務 100分の125

(2) 前号以外の勤務 100分の135

- 2 前項の場合において、その月における時間外勤務の時間を支給割合ごとに集計するものとし、その集計した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 その月における支給割合ごとに集計された時間外勤務の時間（休日の時間外勤務にあつては、休日における第5条第1項に規定する時間に相当する時間を除いて前項による処理をした時間）の合計が、60時間を超える場合には、その超える1時間につき時間給に100分の25を乗じて得た額を第1項に規定する額に加算して支給する。

（給与の支給日）

第26条 シニアレジデントの第21条から第23条までに規定する給料、通勤手当及び住居手当の支給日は、その月分をその月の17日（その月が4月であるとき又はその月の初日から当該支給日までの間に国民の祝日に関する法律に規定する休日がある場合にあつては、18日）とする。

- 2 前項に規定する支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日（その月が1月、4月又は5月であるときは、その日後のその日に最も近い日曜日等でない日）を給料等の支給日とする。ただし当該支給日とその月の16日より前の日になるときは当該支給日後の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とし、その月の19日より後の日になるときは当該支給日前の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とする。

- 3 シニアレジデントの前 5 条に規定する宿日直手当、分べん業務手当、呼出手当、連携手当及び時間外勤務手当は、その月分を翌月の前 2 項に規定する支給日に支給する。

(旅費)

第 27 条 シニアレジデントが公務のため旅行する場合は、名古屋市旅費条例（昭和 25 年名古屋市条例第 32 号）の規定により旅費を支給する。この場合においてシニアレジデントは、名古屋市旅費条例施行規則（昭和 27 年名古屋市規則第 40 号）の行政職給料表 4 級の職務にある職員相当職にあるものとする。

- 2 シニアレジデントが、業務のため在勤地内又は附近地に出張を命ぜられた場合には、運賃実費を支給する。ただし、シニアレジデントが出張に際して、市営交通機関を利用するときは、運賃実費に代えてカード乗車券を交付することができる。

- 3 第 1 項に規定する旅費はその都度支給し、第 2 項に規定する運賃実費はその月分を翌月の前条第 1 項及び第 2 項に規定する支給日に支給する。

(安全衛生)

第 28 条 シニアレジデントには、名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成 20 年名古屋市病院局管理規程第 36 号）第 2 条第 2 項、第 13 条、第 17 条、第 18 条第 2 号及び第 19 条から第 22 条までの規定を準用する。

- 2 シニアレジデントには、被服を一般職員の例により現物で貸与する。

(社会保険及び労働保険)

第 29 条 シニアレジデントは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく全国健康保険協会の被保険者とする。

第 30 条 シニアレジデントは、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険の被保険者とする。

第 31 条 シニアレジデントは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険の被保険者とする。

(災害補償)

第 32 条 シニアレジデントの公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定を適用する。

- 2 シニアレジデントが公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合における給与の全部又は一部を得ることができない期間のうち、前項の補償を受けることができる期間以外の期間については、労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の休業補償に関する規則（平成 10 年名古屋市規則第 59 号）に準じて休業補償を行う。

(免職)

第 33 条 病院局長は、シニアレジデントが次の各号のいずれかに該当するときは、病院長の内申に基づき免職とすることができるものとする。

- (1) 医師法第 7 条又は歯科医師法第 7 条に規定する処分（同条第 2 項第 1 号に規定する戒告を除く。）を受けたとき
- (2) 不承認欠勤が年度を通じて 10 日を超えることとなったとき
- (3) 非行があったとき
- (4) シニアレジデントとしての適格性を欠くと認められるとき

(服務)

- 第 34 条 シニアレジデントは、その業務を遂行するに当たって、法令、条例及び規程に従い、かつ、病院長及び指導する医師又は歯科医師の業務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 2 シニアレジデントは、その信用を傷つけ、又は病院の不名誉となるような行為をしてはならない。
 - 3 シニアレジデントは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - 4 シニアレジデントは、法律、条例又は規程に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び業務上の注意力のすべてをその業務遂行のために用い、当該業務にのみ従事しなければならない。
 - 5 シニアレジデントは、始業時限までに出勤し、出勤簿に押印しなければならない。
 - 6 シニアレジデントは業務を遂行する際には、一般職員の例に準じて名札を着用しなければならない。
 - 7 シニアレジデントは、住居の異動、通勤方法及び通勤経路の変更、改姓、扶養親族の状況等に変更があった場合には、直ちに届け出なければならない。

(兼業兼職)

- 第 35 条 シニアレジデントは、病院局長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
- 2 前項に規定する病院局長の許可基準は、一般職員の例による。

(勤務記録等)

- 第 36 条 病院長は、その月のシニアレジデントの勤務状況について、勤務記録簿により翌月の 5 日までに病院局管理部総務課長まで報告しなければならない。

(様式)

- 第 37 条 この規程により必要となる様式は、別記様式に定めるとおりとする。

(その他)

- 第 38 条 この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日決裁)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日 (以下「実施日」という。) から実施する。
- 2 病院が借り受け、家賃の一部を負担している住居に居住するシニアレジデントには、第 23 条の規定にかかわらず、住居手当は支給しない。
- 3 実施日の前日に市立病院専攻医就業規程の規定の適用を受けていた者については、この規程に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成 22 年 5 月 17 日決裁)

この規程は、発布の日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 5 月 31 日決裁)

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 11 月 15 日決裁）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日決裁）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 5 月 31 日決裁）

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日決裁）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日決裁）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日決裁）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日決裁）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日決裁）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日決裁）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 8 月 31 日決裁）

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日決裁）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 1 月 27 日決裁）

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日決裁）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日決裁）

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日決裁）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1

区分	月 額	備 考
1年目	456,000円	後期研修の研修を受けた期間が1年に達する日までの期間
2年目	475,000円	後期研修の研修を受けた期間が1年を超え2年に達する日までの期間
3年目	495,000円	後期研修の研修を受けた期間が2年を超える期間

備考 1 2年間の臨床研修を終了した後、他の病院等で後期研修を受けた期間のある医師又は歯科医師にあつては、当該研修を受けた期間はこの規程により後期研修を受けたものとして、この表を適用する。

2 第19条の2に規定する育児休業を取得した期間のあるシニアレジデントにあつては、別表第1の「1年に達する日」とあるのは「1年に達する日の属する月の末日」と、「1年を超え2年に達する日」とあるのは「1年に達する日の属する月の末日後から2年に達する日の属する月の末日」と、「2年を超える」とあるのは「2年に達する日の属する月の末日後の」と、それぞれ読み替えてこの表を適用する。

別表第2

区 分	手当の額
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画で定める第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関における救急医療、産婦人科に係る診療又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟1階高度治療室での重症患者等の診療による日直勤務又は宿直勤務のうち当該勤務時間が5時間45分を超えるもの	1回あたり 30,000円
医療法第30条の4第1項に規定する医療計画で定める第二次救急医療機関又は第三次救急医療機関における救急医療に係る日直勤務又は宿直勤務のうち当該勤務時間が5時間45分以下のもの	1回あたり 23,500円
上記以外の日直勤務又は宿直勤務	1回あたり 25,000円